

## 第3部 計画の内容

### 基本目標 I : 子どもの権利を尊重する

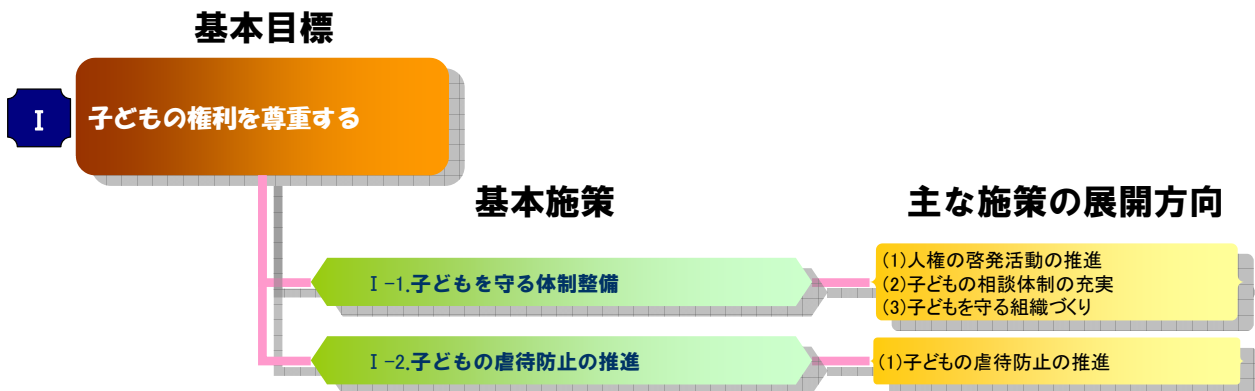
我が国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」を批准しました。

すべての子どもは一人の人間として、自分らしく個性豊かに生きる権利と尊厳を持った、かけがえのない存在であり、健やかな成長を支えることは社会全体の責務です。

発達段階に応じて、自分自身の権利が尊重されることで、はじめて、他を思いやる心と社会性や規範意識などが培われ、次代の社会を担うにふさわしい人に育ちます。

そのためには、大人が改めて子どもの権利を尊重するとともに、支援を必要とする子どもの声をしっかりと受け止めることが大切です。

また、子どもの虐待に対しては、未然防止、早期発見、初期対応、連携支援をすすめる体制を強化し、子ども一人ひとりが「権利の主体」として尊重される環境づくりをすすめます。



## 基本施策Ⅰ-1. 子どもを守る体制整備

### ■現状と課題

すべての子どもが持つ権利が尊重される社会の実現のためには、基本的な人権の教育や啓発とともに、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の四つの権利が柱となる「児童の権利に関する条約」の理念の普及をすすめることが重要です。また、子どもに関する相談や子どもからの相談に対応するため、様々な分野の相談体制を充実するとともに、関係機関・団体とも連携した取組みをすすめることが必要です。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 人権の啓発活動の推進

- ・ 関係団体と連携をはかり、人権についての教育、意識啓発や様々な機会を通して児童の権利に関する条約の理念の普及をすすめます。
- ・ 意識啓発や交流機会の拡大を通して、障害や障害のある人に対する理解を広め、ノーマライゼーションの理念の定着をはかります。

#### (2) 子どもの相談体制の充実

- ・ 家族や友人関係、虐待や性の悩み、育児や子どもの発達に関することなど、相談体制を充実するとともに、市民への周知をすすめます。
- ・ いじめや不登校、教育や学校生活における子どもたちの心の揺れや悩み、保護者の不安などに対応するため、日常的にきめ細やかな指導・相談を行います。

#### (3) 子どもを守る組織づくり

- ・ 子どもに関する施策を総合的・効果的に推進するため、市民や関係団体、関係機関などを構成員とする組織を設置し、市民意見の反映や連携協力をすすめるとともに、庁内関係部課との情報共有をはかり、それぞれの業務の連携強化をすすめます。
- ・ いじめ、不登校、非行などの問題に対応するため、家庭・地域・学校などの連携を深め、対策の検討や未然防止の観点による啓発活動をすすめます。

## 基本施策 I -2. 子どもの虐待防止の推進

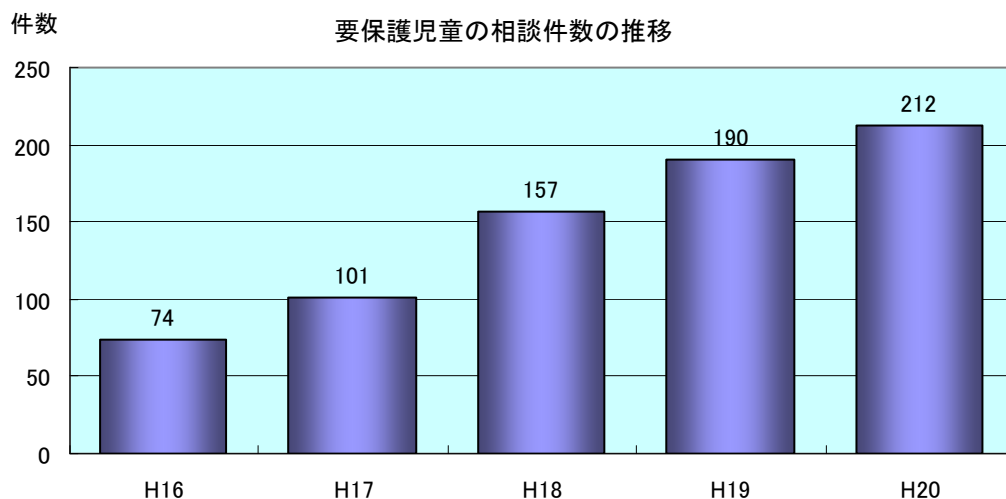
### ■現状と課題

平成 17 年の児童福祉法の改正により、児童相談所のほか、市町村も子どもの虐待の相談・通告の窓口となったことから、地域や関係機関の連携調整のため、要保護児童対策地域協議会を本市に設置し、要保護児童の支援に取り組んでいます。

また、平成 21 年 4 月からは、要保護児童に特定妊婦や要支援児童も含めることとしたことから、より一層の未然防止対策が必要となっています。

子どもの虐待については、多くの痛ましい事件が報道され、大きな社会問題となっており、本市においても年々相談や通告の受理件数が増加しています。

社会全体が物質的な豊かさや利便性を求める傾向にある中で、家庭においては、安定した親子関係を築く基盤や家族のきずなが失われつつあり、育児の不安や悩み、日常生活の不満などが積み重なることによって、ともすれば子どもへの虐待につながる可能性が否定できない現状にあります。

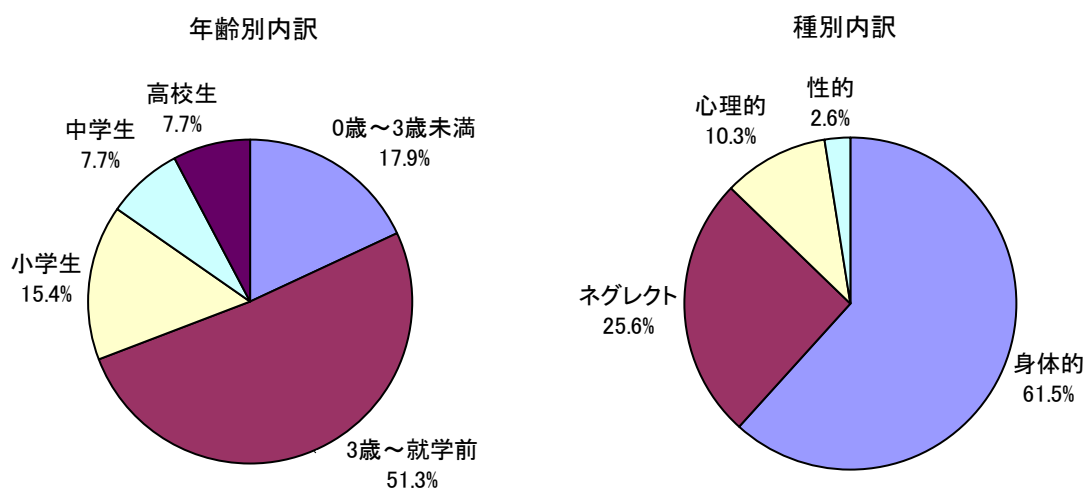


資料：帯広市子育て支援課調べ

虐待の発見は、医療機関からの相談・通告をはじめ、保健師や児童福祉施設などによるものが多くあり、0歳から就学前までが全体の約70%を占めています。

種別内訳としては、身体的虐待の割合が多くなっていますが、心理的虐待や性的虐待は潜在化しやすく発見しにくい傾向にあります。

児童虐待相談・通告(H19)



資料: 帯広市子育て支援課調べ

虐待は、子どもの心や体の健やかな成長を著しく妨げ、生命を脅かし、心の深い傷となって、将来の負の連鎖になりかねない深刻な問題であることから、未然防止、早期発見、初期対応はもとより、虐待を受けた子どもやその家族の自立にいたるまで、関係機関との連携による切れ目のない支援が必要です。

## □主な施策の展開方向

### (1)子どもの虐待防止の推進

- ・ 児童虐待防止や子ども自身が積極的に権利を表明する啓発活動をすすめます。
- ・ 地域や関係機関の体制強化をはかり、児童虐待の未然防止や早期発見、初期対応など、連携支援をすすめます。

## 基本目標Ⅱ：安心して生み育てられるしくみをつくる

核家族化の進行や地域社会での子育てを支え合う環境の減少、子どもの育児や教育にかかる精神的・経済的な負担の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

出産を希望する家庭が、理想とする子どもの人数と現実の人数の差を改善するには、妊娠・出産や育児に対する負担を軽減し、喜びとゆとりある子育てができる環境づくりが必要です。

そのため、それぞれの家庭の状況に応じた多様な支援が受けられる環境の充実や新たなしくみづくりなど、次のような取り組みが必要です。

安心して妊娠期を過ごし出産が迎えられ、健康に乳幼児期を過ごすことができるよう、相談や健診、医療費の助成など、妊婦や子どもの健康づくりを支援します。

ボランティアなどと協力して子育てを地域で支え合うしくみづくりや経済的な負担の軽減、多子世帯への支援などに取り組みます。

地域に開かれた子育て支援の拠点として、子育て支援センターや保育所・幼稚園の持つ機能を活用するとともに、家庭の教育力を高めるため、情報の提供や親自らが学習する機会の充実につとめます。

また、子どもたちの食に対する感謝の気持ちを育み、望ましい食習慣が身につくよう食育に取り組みます。

特別な支援が必要な子どもの早期発見や療育体制をつくり、一人ひとりの状況や家庭環境に応じたきめ細やかな支援に取り組みます。

また、保育所や幼稚園などへの受け入れをすすめ、保育や教育などの機会の確保に努めます。

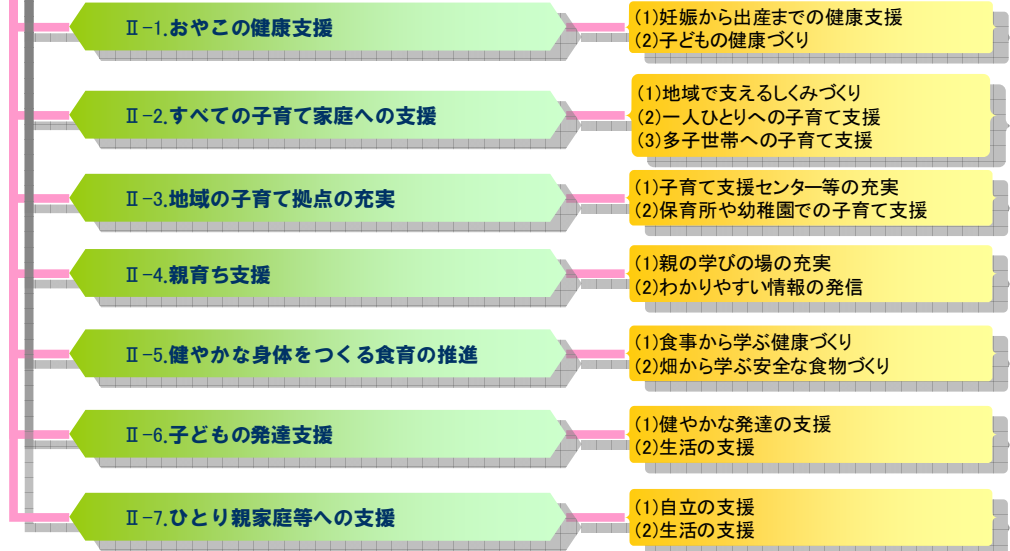
子育てと生計の担い手を一人でこなさなければならないひとり親家庭等の安定した生活を確保するため、就労や資格取得など自立に向けた支援をすすめるとともに経済的な支援などを行います。

## 基本目標

Ⅱ 安心して生み育てられるしくみをつくる

### 基本施策

### 主な施策の展開方向



## 基本施策Ⅱ-1. およこの健康支援

### ■現状と課題

生活様式の変化や価値観の多様化などから、少子化がすすむ一方で、子どもが欲しいと望みながらも子どもに恵まれず、様々な不安を抱えながら不妊治療を受ける夫婦が、年々増加しています。

また、妊婦が適切な時期に健診を受け、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産ができるよう経済的支援は必要なものとなっています。

乳幼児や妊産婦の相談は、育児、家族関係、経済的な問題など多岐にわたることから、相談支援体制を充実させていくことが必要です。

1歳6か月児健診、3歳児健診では情緒・精神発達面で課題を抱える子どもが増加しており、それに伴い「育児に自信が持てない」、「苦痛を感じる」など母親の不安も増大しています。

乳幼児健診は子どもの心身の健康の保持増進のほか、保護者の個々の状況把握や相談に対応することなどにより、子どもの虐待の早期発見とその後の支援へつなげる重要な機会にもなっています。

3歳児のむし歯保有率は、平成17年度に32.4%と高い状況から徐々に減少し、平成20年度は25.4%となっており、引き続き、かかりつけ歯科医の推進、歯科健診や保健指導、健康教育が必要です。

全国的に思春期の性感染症・人工妊娠中絶が問題になっており、本市でも同様に深刻な現状にあります。子どもたちに生きることの大切さを伝え、自分自身を守ること、「生」と向き合う機会として、性（生）教育が重要であり、性情報の氾濫や急速な思春期の性意識の変化などに対処するため、広い視点でより正確で新しい情報や教育・指導を実施する必要があります。

## □主な施策の展開方向

### (1) 妊娠から出産までの健康支援

- ・ 特定不妊治療に要する費用の一部助成を行い、妊娠を希望する夫婦を支援します。
- ・ 妊娠、出産などに関する相談に応じるとともに、必要な指導や助言を行うなどにより、妊娠期から産後まで妊産婦が健康に過ごせるよう母性相談の充実や妊婦健康診査、入院助産などの支援に取り組みます。



### (2) 子どもの健康づくり

- ・ 健康診査、相談機能、情報提供の充実や医療費の一部助成を行い、乳幼児等の健康の保持増進をすすめるとともに、予防接種を実施し、感染症の予防をすすめます。
- ・ 子どもの歯の健康を保つため、歯科健診・フッ素塗布や保健指導、かかりつけ歯科医の推進など、歯科保健活動をすすめます。
- ・ 疾病を予防し、身体的・精神的健康を保持増進するため、性に関する健康教育をすすめます。





## 基本施策Ⅱ-2. すべての子育て家庭への支援

### ■現状と課題

核家族化がすすみ、かつてのように多世代の同居家族が減少していく中、子育ての知恵の伝承が少なく、母親は、育児不安を抱える中で子育てをする状況にあります。

育児に不安を訴える母親は、家庭内だけでの子育てに専念する主婦に多く見られる傾向にあり、子育てについて周囲の支援も受けられない中、子ども中心の生活になり、孤独感や社会との接点が少なくなることが育児ストレスの要因と分析されています。

母親の育児不安を解消するには、父親はもちろんのこと、できる限り多くの人が子育てに関わり、孤立した子育てにならないように支え見守ることが必要です。

また、子育て家庭を地域で支えるしくみとして、育児の負担感を軽減するリフレッシュなどで気軽に利用できる一時保育やファミリーサポートセンター事業に取り組むとともに、子どもと一緒に楽しめるイベントの開催、サークル活動など、地域ボランティアや市民が主体となった取組みが望まれています。

一人ひとりを支える取組みとして、直接的な経済支援を求める声が多くあり、国レベルでの経済的支援の充実が望まれています。

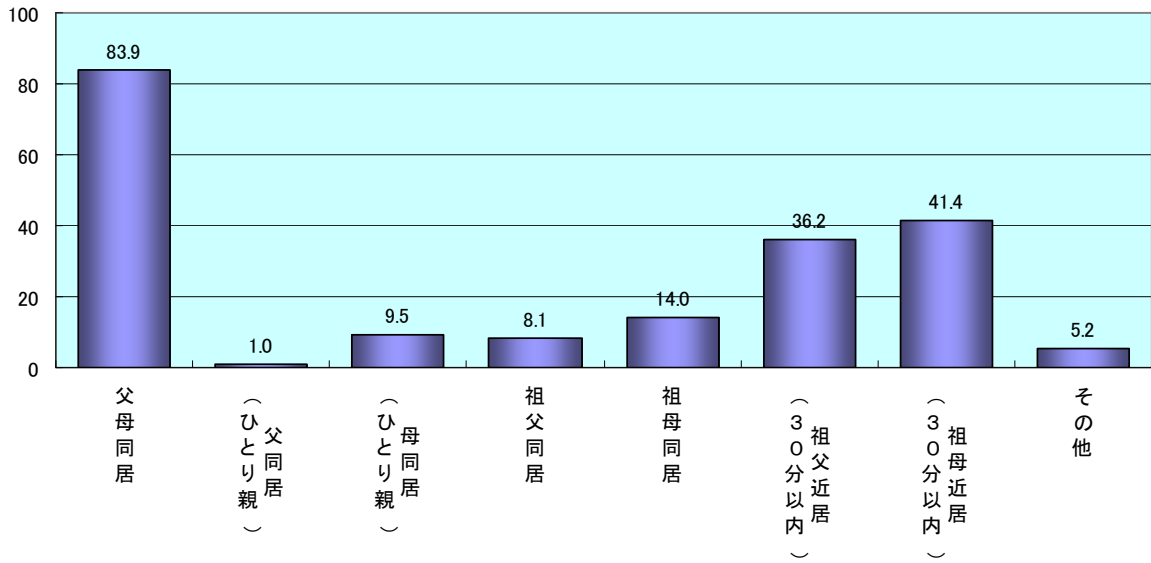
虐待や育児困難、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、経済的困窮など、複雑な問題を持つ家庭に対しての相談のニーズも高まっており、保健師、助産師、保育士による乳児家庭の全戸訪問など、きめ細やかな支援が求められています。

また、いつでもどこでも安心して預けられる場所が確保されていることも、子育て支援の大きな要素となっており、就労の有無にかかわらず誰もが利用できる一時保育や宿泊を伴うショートステイの受入希望の増加に対応していく必要があります。

多子を希望する世帯を支援し、生み育てやすい環境を整えることは重要なことであり、それを支える施策として、保育所・幼稚園の保育料の軽減や子育てに配慮した住宅施策などを行ってきていますが、さらに、相談支援や保育所入所要件の緩和など包括的な支援を充実していく必要があります。

(%)

父母、祖父母の同居・近居(30分以内)の状況



注: 就学前の児童を持つ世帯と小学生児童を持つ世帯の合計(複数回答)  
資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

## □主な施策の展開方向

### (1) 地域で支えるしくみづくり

- ・ 子育て家庭の育児力を高めるため、地域の力の活用をはかり、地域で支えるしくみづくりをすすめます。
- ・ 子育てに関わる市民ボランティアやボランティア団体・企業との協働により、親子で文化に触れる機会を提供します。

### (2) 一人ひとりへの子育て支援

- ・ 出産や育児に対し、出産育児一時金や子ども手当を支給し、子育て家庭を支援します。
- ・ 育児不安や悩みを抱える家庭などに対し、相談窓口の設置や家庭訪問などにより、相談対応や育児支援を充実します。
- ・ 発達の遅れなどが疑われる子どもの早期発見と親子への継続した支援をすすめます。
- ・ 子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、一時保育などを充実します。
- ・ 児童・生徒が教育を等しく受けられるよう、生活困窮世帯への支援や経済的理由で就学が困難な学生を支援します。

### (3) 多子世帯への子育て支援

- ・ 第2子以降の乳児がいる家庭を訪問し、出産後の母子が健康に安心して過ごすことができるよう、支援をすすめます。
- ・ 保育所の出産後の入所要件などの緩和や多子世帯における保育所・幼稚園の保育料の軽減など、多子世帯の子育てを支援します。
- ・ 子育て家庭向けの利用しやすい面積の広い市営住宅の整備とともに、多子世帯の入居の優遇措置などの配慮を行います。また、子育て家庭向け地域優良賃貸住宅制度の導入・促進に努めます。

## 基本施策Ⅱ-3. 地域の子育て拠点の充実

### ■現状と課題

夫婦と1人または2人の子どもからなる子育て家庭が多くなり、かつてのような多世代の同居家族が減少していることから、子育ての知恵の伝承が少なくなっています。

身近な地域での相談や子育て中の親子の交流、地域の人々との交流を通して子育てを支え合える環境づくりが必要であり、子育て支援センターは、地域でその重要な役割を担っています。

保育所や幼稚園は、その専門的な機能や施設を開放し、相談や情報提供を行うとともに、親子の交流の場や保育を観て学ぶ機会を提供しています。

さらに、多くの人気が気軽に利用できるよう、より良い環境を整える必要があります。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 子育て支援センター等の充実

- ・ 地域に開かれた身近な子育て支援の拠点として、地域ボランティアと協働で、子育ての相談や子育て中の親子の仲間づくりなど、地域で子育てを支える地域子育て支援センター及びその中核となる子育て支援総合センターの機能を充実します。
- ・ 子育て中の親子が気軽に集まり、育児の悩みや情報を交換することができる場を提供します。



#### (2) 保育所や幼稚園での子育て支援

- ・ 地域で子育てをしている親子が自由に参加し交流できる場を提供するとともに、子育ての相談、情報の提供など、子育て家庭を支援します。
- ・ 乳幼児期に様々な人とふれあう機会を拡大するため、地域のお年寄りとの交流や小・中・高校生の保育体験など、世代間・異年齢交流をすすめます。



## 基本施策Ⅱ-4. 親育ち支援

### ■現状と課題

核家族化がすすむ中、子育て中の母親は育児不安やストレスを抱えることが少なくありません。そのため、育児の方法や考え方を実際に目にし、体験するなどの活動が求められています。

また、夫の育児参加や精神的な支えが得られるよう、妊娠期の過ごし方や育児について両親が学ぶ場を提供し、様々な情報発信をしていくことが望まれています。

また、出産後においても、親自らが子どもの成長過程に沿った学習機会を持つことにより、家庭の育児力を高め、親子がともに成長しあうことが重要です。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 親の学びの場の充実

- ・ 子育ての学びの場として子育て支援センターや保育所・幼稚園において地域開放広場の利用促進をはかるとともに、保育や給食体験を通しての学ぶ機会を提供します。
- ・ 妊娠中に初妊婦とその夫が妊娠・出産・育児に関する学習や産後育児に必要な知識を習得する機会を提供します。
- ・ 地域の親子に、子育てに役立つ情報を学べる機会や家庭における教育力を高めるため、学習の場の充実に努めます。
- ・ 子育ての情報を交換し、自主的な活動を行っている子育てサークルの活動を支援します。

#### (2) わかりやすい情報の発信

- ・ 子育てに関する市のホームページや各種情報誌については、市民にわかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 適時な子育て情報を提供するため、子育てメール通信を充実します。

## 基本施策Ⅱ-5. 健やかな身体をつくる食育の推進

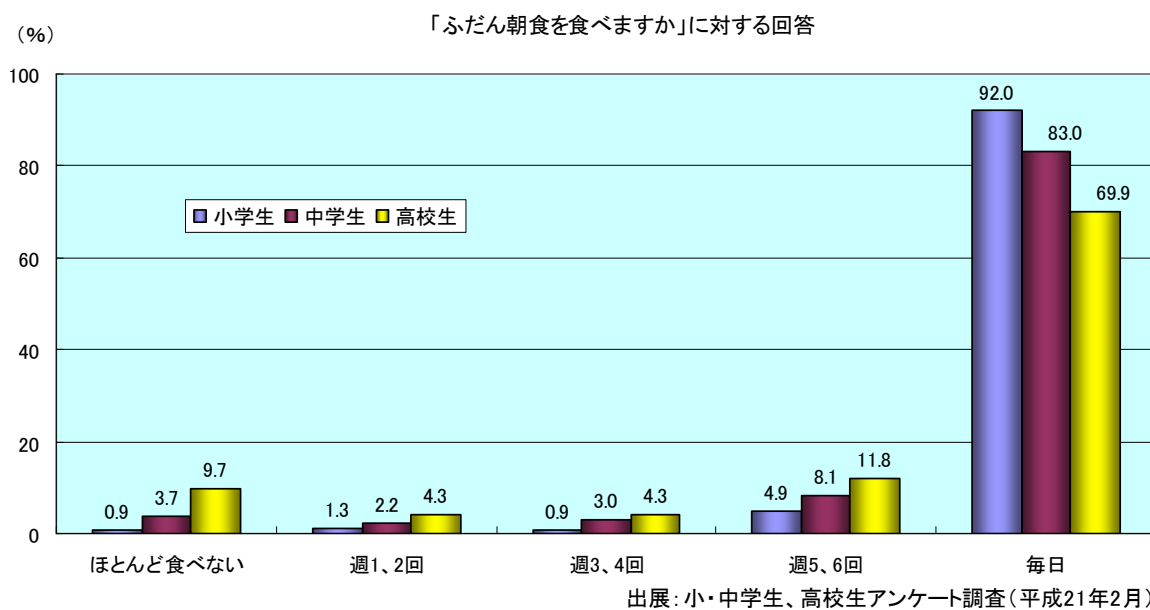
### ■現状と課題

子どもの成長に応じた望ましい食習慣の定着は、子どもの健康づくりや人間性の形成、家族関係づくりに大変重要であり、健康に生活していくための基本です。

特に初めて育児をする母親にとって、離乳食作りなどは初めての体験であり、不安を伴いますが、具体的な作り方や食べさせ方を学ぶことにより、安心して離乳食を始めることができるようになります。

本市においても栄養相談件数は増加しており、より具体的、専門的な対応が望まれています。

平成 20 年に実施した小・中学生、高校生のアンケート調査では、「朝ごはんを毎日食べる」と回答した割合が、小学生で 92.0%、中学生で 83.0%、高校生で 69.9%、「週に 1~2 回」または「ほとんど食べない」と回答した割合が、小学生で 2.2%、中学生で 5.9%、高校生で 14.0%となっており、成長期の大切な時期において好ましいとはいえない状況となっています。



手づくり料理は、親子のきずなを深めることにつながります。

子どもたちが食べることの楽しみやつくる人への感謝の気持ちを持てるよう、家庭での望ましい食習慣を普及することが課題となっています。

## □主な施策の展開方向

### (1) 食事から学ぶ健康づくり

- ・ 食習慣の改善と健康の保持増進に必要な栄養・運動・休養の三原則の正しい知識の啓発のため、栄養指導、栄養相談、食育講座などに取り組みます。
- ・ 保育所給食への地元食材の積極的な活用をはかるとともに、子ども自らが調理する機会を提供します。また、親子と一緒に保育所給食を体験できる場の提供や、栄養士による学校訪問指導など、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につくよう食育に取り組みます。



### (2) 畑から学ぶ安全な食物づくり

- ・ 保育所や幼稚園などでの畑づくりを通して、食への関心を高め、食べ物を大切にする心を育てる取組みをすすめます。
- ・ 学校内などの畑での農業体験などを通じて、安全な食物づくりへの理解を深める取組みをすすめます。



## 基本施策Ⅱ-6. 子どもの発達支援

### ■現状と課題

近年、発達に問題をかかえる子どもや療育に困難をかかえる保護者が増加しており、適切な支援や療育につなげる取組みの強化が求められています。

国の子どもの発達支援の施策には、「できるだけ子ども、家族にとって身近な地域における支援」、「子どもの将来の自立に向けた発達支援」、「家族を含めたトータルな支援」、「子どものライフステージに応じた一貫した支援」の4つの基本的視点が示されています。

本市では、「できるだけ子ども、家族にとって身近な地域における支援」として、乳幼児健診などでの相談や親子教室、保育所・幼稚園・子育て支援センターなどで、子どもや保護者によりそい、育児支援や発達支援をすすめています。

「子どもの将来の自立に向けた発達支援」では、乳幼児期の発達段階に応じた療育機関につなげ、子どもの発達支援とともに家族支援をすすめています。

また、保育所、幼稚園などや小中学校においては、特別な支援を必要とする子どもの状況に応じた保育や教育をすすめています。

「家族を含めたトータルな支援」では、子どもだけでなく家族に対して、日常生活支援をすすめています。

今後は、「子どものライフステージに応じた一貫した支援」をすすめるため、発達支援の調整機能を充実し、関係機関との連携をより一層すすめる必要があります。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 健やかな発達の支援

- ・ 早期発見、早期療育の視点に立ち乳幼児期からの相談体制の充実をはかり、一人ひとりの発達に応じた支援と療育をすすめます。また、子どもライフステージに応じた一貫した支援システムの構築に努め、発達支援の調整機能を充実し、関係機関との連携をすすめます。
- ・ 保育所や幼稚園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもの受け入れをすすめます。また、学校生活や学習のために特別な支援を必要とする子どもに対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育をすすめるとともに、特別支援学校高等部などへの就学を支援します。
- ・ 関係機関への巡回相談、関係職員研修の充実や障害への理解をすすめる啓発活動に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの体力維持や増強、情操の安定やりハビリに有効なスポーツや動物の触れ合いなどの体験活動を通し、社会生活の適応性を高め、社会参加の向上をはかります。



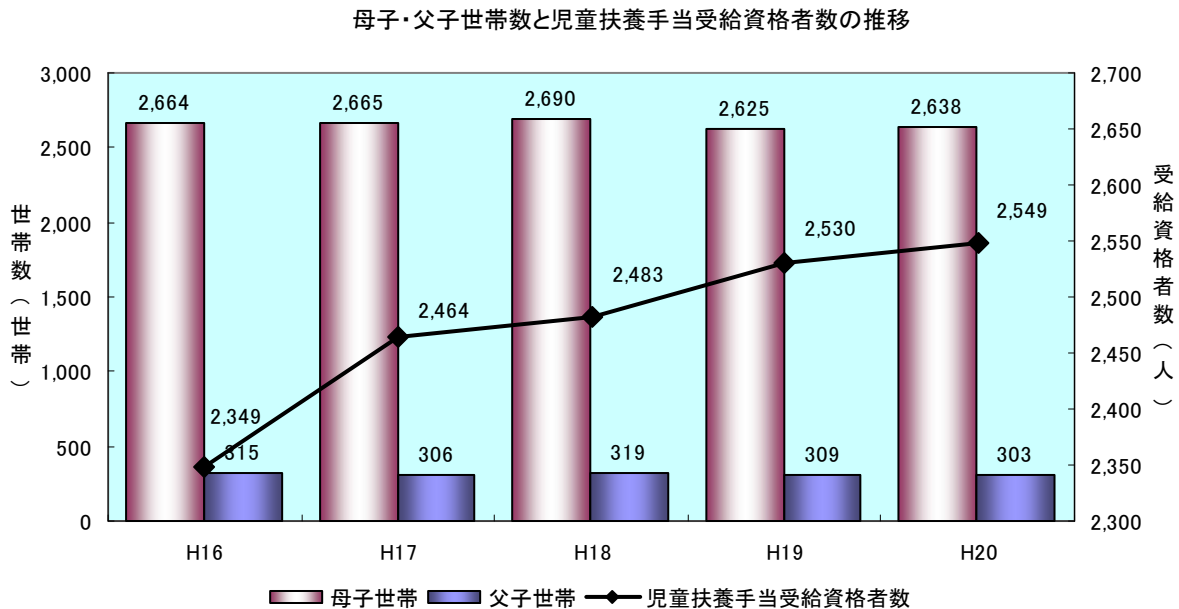
## (2) 生活の支援

- ・ 子どもの障害の程度に応じて特別児童扶養手当の支給を行い、子育て家庭を支援します。
- ・ 子どもの障害の程度、家族の就労状況などに応じて、身の回りの世話や預かりなどのサービスを提供します。

## 基本施策Ⅱ-7. ひとり親家庭等への支援

### ■現状と課題

本市のひとり親家庭の世帯数は、おおむね横ばいとなっていますが、児童扶養手当の受給資格者数は年々増加しています。



ひとり親の多くは、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担わなければなりません。近年の経済情勢の変化や非正規雇用の増加などにより、一層厳しい環境に置かれ、子どもの育児や日常生活などにおいて、様々な困難を抱えています。

そのため、ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送るため、就業や経済的支援、さらには、日常生活支援や相談業務の充実など、幅広い施策が必要となっています。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 自立の支援

- ・ 北海道が設置をすすめている母子家庭等就業・自立支援センターを誘致し、就労に関する相談、技能習得、情報提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供します。
- ・ 関係機関と連携して就職情報などを提供し、ひとり親家庭の自立支援をすすめます。
- ・ 母子家庭の母親の自立に向けての各種資格や技能の取得を促進します。

## (2) 生活の支援

- ・ 児童扶養手当の支給や医療費の一部助成を行い、ひとり親家庭等の子育てを支援します。
- ・ ひとり親家庭の日常生活や養育費などに関する専門的な相談を行うとともに、各種制度の周知をはかります。
- ・ 技能習得のための通学や就職活動、通院などにより、一時的に生活援助が必要なひとり親家庭等を支援します。

## 基本目標Ⅲ：子どもの成長や子育てと仕事の両立を支援する

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験を積み重ねることによって、豊かな感性や好奇心、探究心や思考力が養われます。

保育所や幼稚園は、乳幼児期に社会生活に必要な人間関係や集団でのルールに触れる最初の場として、大変重要な意味を持っており、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた適切な支援が望まれています。

子育て家庭の就労、家事や介護など、子育てと仕事を両立するため、それぞれの家庭の状況に応じた保育サービスが選択できる環境が求められており、保育所や幼稚園、児童保育センターなどへの期待はますます大きなものとなっています。

そのため、保護者が安心して働くことができるよう、多様な保育サービスの提供や保育、教育の質の向上に取り組めます。

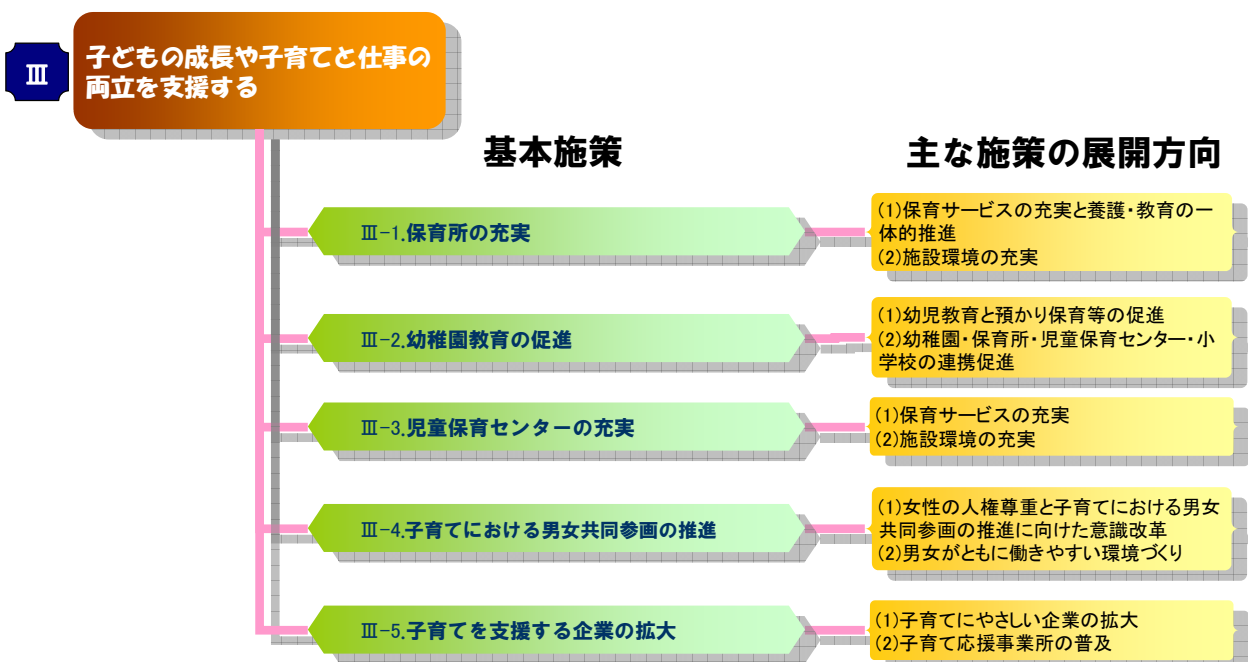
女性の社会参加などがすすみ、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になるなど人々の生き方が多様化している一方で、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担の意識が残っています。

従来の男女の役割分担にとらわれることなく、多様な形態を認め合う子育てにおける男女共同参画の推進に努めます。

子育てと仕事の両立には、安心して子どもを預けられる環境とともに、就労先である企業・職場の環境が大きく影響しています。

子育てを応援する企業の拡大や育児休業制度などが利用しやすい職場環境の普及促進に向けた情報提供、意識啓発に努めます。

### 基本目標



## 基本施策Ⅲ-1. 保育所の充実

### ■現状と課題

今後、0歳から5歳の子どもの人数は減少傾向となりますが、潜在的ニーズを含め保育所に入所を希望する割合は増える見込みであり、入所児童数は、おおむね横ばいで推移するものと予測しています。

しかし、近年、低年齢児（0～2歳児）の入所割合が多くなっており、その傾向は今後も続くものと考えられ、計画的な受入枠の拡大が必要となっています。

保護者の働き方の多様化により、延長保育や休日保育、病児・病後児保育といった特別保育のニーズが増加しています。

また、一時的な就労や保護者の疾病、育児疲れなどに対応する一時保育のニーズも急増しており、その充実が望まれています。

保育所の施設整備については、今後の児童数の推移などの状況を見ながら、計画的に改築や改修などをすすめる必要があります。

また、保育所における養護と教育の一体的推進や地域のすべての子育て家庭への支援、保育の質の向上などが望まれています。



### □主な施策の展開方向

#### (1) 保育サービスの充実と養護・教育の一体的推進

- ・ 入所希望に対応した低年齢児の受入枠の確保や低所得者層、多子世帯などの保育料の軽減に努めます。
- ・ 延長保育、休日保育、一時保育など、市民生活の多様化に対応した保育サービスを充実します。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの受入体制を充実し、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育を行います。
- ・ 養護と教育が一体的に実施される保育所の特性を生かしながら、発達段階に応じた養護と教育の取組みをすすめます。
- ・ 保育士などの研修機会を充実し、保育の質の向上に努めるとともに、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼稚園、児童保育センター、小学校との連携をすすめます。

#### (2) 施設環境の充実

- ・ 新たな住宅地の造成への対応や老朽化した施設の改築をすすめるとともに、改修や修繕により施設環境の整備をすすめます。

## 基本施策Ⅲ-2. 幼稚園教育の促進

### ■現状と課題

子育て家庭の生活様式や意識の変化などにより、預かり保育や特別な支援を必要とする子どもの受け入れなど、新たなニーズへの対応、その施設や機能を活用した地域における幼児期の教育のセンターとしての役割が望まれています。

また、保育所や児童保育センター、小学校との連携をすすめ、子どもたちが不安なく小学校にすすむことができる環境を整える必要があります。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 幼児教育と預かり保育等の促進

- ・ 保育料を軽減し、幼児期の教育機会の拡大をはかります。
- ・ 預かり保育や特別な支援を必要とする子どもの受け入れなど、新たな市民ニーズに対応した特色ある幼稚園教育や教諭などの資質向上をはかる取組みなどを支援します。



#### (2) 幼稚園・保育所・児童保育センター・小学校の連携促進

- ・ 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所、児童保育センター、小学校との連携をすすめます。

## 基本施策Ⅲ-3. 児童保育センターの充実

### ■現状と課題

児童保育センターは、各小学校区を単位としていることや保護者の就労の変動などから、それぞれの入所児童数を予測することは困難ですが、今後の施設整備にあたっては、児童数の推移を見ながら、平成 19 年に国が放課後児童クラブとして望ましい運営内容の方向性を示した放課後児童クラブガイドラインを参考に、小学校の余裕教室などの活用やその他の公共施設、民間施設を利用し、多人数化の解消などに取り組んでいく必要があります。

また、新たな市街地への対応や併設している公共施設の改築計画との整合性、老朽化した施設の維持管理など、様々な対応が必要となっています。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 保育サービスの充実

- ・ 入所希望に対応した受入枠の確保をすすめるとともに、延長保育、休日保育、一時保育など、保護者の働き方の多様化に対応した保育サービスに取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの受入体制を充実し、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育を行います。
- ・ 指導員などの研修機会を充実し、保育の質の向上に努めるとともに、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、小学校との連携をすすめます。

#### (2) 施設環境の充実

- ・ 多人数化の解消や待機児童が発生しないよう、必要に応じて、施設整備をすすめます。また、新たな住宅地の造成や公共施設の再整備にあわせ、施設の改築をすすめます。

## 基本施策Ⅲ-4. 子育てにおける男女共同参画の推進

### ■現状と課題

女性の社会参加などがすすみ、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になるなど、生き方が多様化している一方で、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担の意識が今も残っているのが現状です。

男女が対等なパートナーとして認識することが大切であり、そのためには、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習機会や教育の充実に努め、父親の育児や家事への参加など、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消が必要です。

また、男女が職場において対等なパートナーとして働くことは、子育てにおける男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。

男女がそれぞれの特性を活かしながら個人の能力を十分に発揮し働くことができる環境づくりをすすめるとともに、働き方の見直しや柔軟な就労形態など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組みをすすめることが必要です。

また、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）が顕在化し、子どもへの心理的な影響が懸念されるなど社会問題となっており、予防と根絶に向けた取組みが求められています。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 女性の人権尊重と子育てにおける男女共同参画の推進に向けた意識改革

- ・ 家庭・地域・学校などにおいて、男女平等の視点に立った教育をすすめます。
- ・ 固定的な性別役割分担の意識を是正するため、広報・啓発活動や実態把握をすすめます。
- ・ 女性への暴力問題が顕在化しており、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害を根絶する意識啓発や被害者の人権に配慮した相談体制を充実します。

#### (2) 男女がともに働きやすい環境づくり

- ・ 男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に努めます。
- ・ 妊婦とその夫を対象に、妊娠中の健康管理や出産、育児に対する正しい知識の普及や父親の育児参加を促進します。





## 基本施策Ⅲ-5. 子育てを支援する企業の拡大

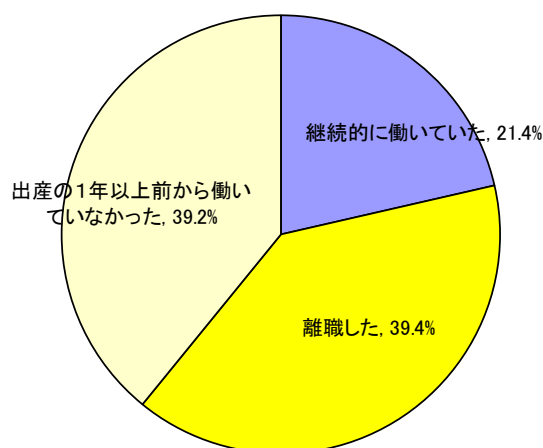
### ■現状と課題

男女がともに個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活をおくりながら子育てを行うためには、長時間労働の見直しや育児休業の取得など、個々の企業の職場環境の改善が必要です。

子どもや子育てに関するアンケート調査では、出産を機に離職した母親は 39.4% となっており、そのうち、「職場で働きやすい環境が整っていれば継続して就労」が 78 人、「保育サービスと職場の環境がどちらも整っていれば継続して就労」が 74 人となり、職場の環境を理由に離職した母親の合計は 152 人、離職した全体の 38.8% となっています。

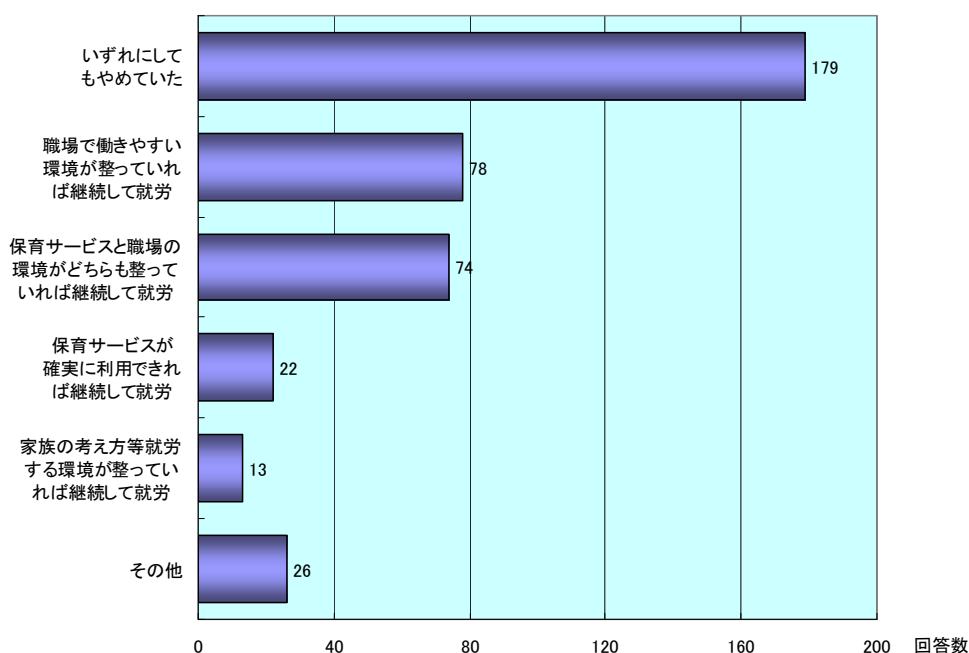
一部企業の先進的な取組みに依存するのではなく、市全体への広がりが望まれています。

「お子さんの出産前後に離職しました」に対する回答



資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

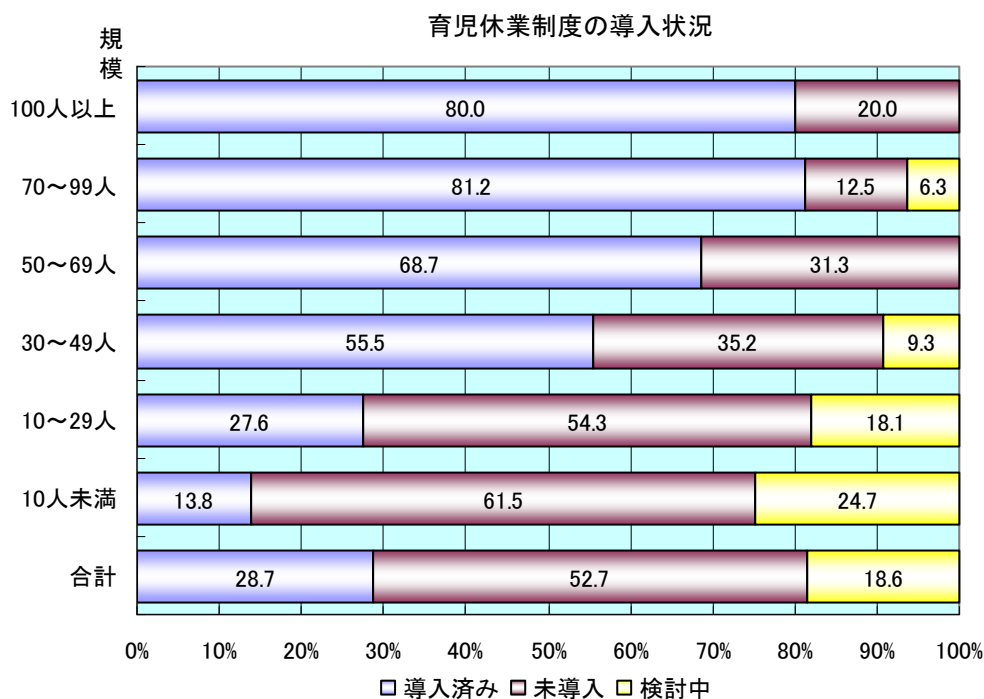
「離職しなくても良い環境が整っていれば就労を継続しましたか」に対する回答



資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

本市の事業所を対象に行っている事業所雇用実態調査によると、育児休業制度を就業規則などに明記している割合は、全体の28.7%にとどまり、大部分を占める30人未満の事業所で制度導入がすすんでいない結果となっています。

育児休業制度は、法定休暇であることから早期の制度導入が望まれています。



資料：帯広市「平成20年度事業所雇用実態調査」

また、本市では、従業員や市民向けに育児応援のための取組みを実施することを宣言した事業所を登録する子育て応援事業所制度をすすめています。

平成20年度末で112事業所が登録していますが、さらに多くの事業所の参加登録が望まれます。

## □ 主な施策の展開方向

### (1) 子育てにやさしい企業の拡大

- ・ 子育てと仕事の両立を支援する育児休業制度の普及促進と次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定を促進します。また、全国の先進的な事例を紹介するとともに各種助成金などの情報を提供します。
- ・ 企業や市民、関係機関などと連携し、社会全体で子育て家庭を支える広域的な取組みを促進します。

## (2) 子育て応援事業所の普及

- ・ 子育て応援事業所の拡大に努めるとともに、他の模範になる先進的な取組みを表彰し、広く市民に紹介します。
- ・ 子育て応援事業所の従業員の育児休業制度の利用促進と周知に努めます。
- ・ 子育て応援事業所に対して、本市の業務に関連する工事発注などに配慮します。

## 基本目標Ⅳ：未来をきり拓く人を育てる

帯広市は、昭和 35 年 11 月に、「人権の尊重と市民自治の確立」を青少年健全育成の基本的なよりどころとして、三つの原則「まちづくりの一環として青少年を育成する」、「すべての青少年を対象とする」、「まちぐるみ・市民ぐるみの運動にする」と、六つの機能、「家庭」、「学校」、「地域社会」、「職場」、「関係行政機関」、「青少年自身とその仲間」を設定し、あらゆる機会・分野を通して、市民ぐるみの運動として青少年健全育成の施策をすすめてきています。

未来をきり拓く青少年の健やかな成長は変わらぬテーマであり、「三原則六機能」による市民ぐるみの運動を継承し、関係行政機関はもとより、家庭・地域・学校が連携して、すべての青少年の健やかな成長を育む環境づくりをすすめます。

安心して遊び、学び、体験できる小学生の子どもの居場所づくり事業の拡充をすすめるとともに、さまざまな体験活動機会の充実や文化・スポーツ活動、国際交流を推進します。

また、青少年が社会の一員としての自覚を持ち、社会的な役割を担うことができるよう、ボランティア活動の支援をするほか、ジュニアリーダーの養成や自主活動を奨励するなど、青少年の社会参加を支援します。

キャリア教育や郷土体験学習など学校における青少年の育成活動、青少年育成団体などへの支援と指導者の育成、家庭・地域・学校などが連携する地域ボランティアのネットワーク化など地域の育成活動を推進します。

さらに、青少年の非行防止対策と青少年が犯罪に巻き込まれないための取組みをすすめるとともに、ニートやひきこもりなどの問題を抱える青少年の支援体制の構築について検討をすすめます。

児童会館においては、宿泊学習、各種体験や科学活動などを推進するとともに、ものづくりを体験する機会や子育て支援機能の充実をはかります。

また、施設の安全性を高めるための整備を行います。

## 基本目標

### IV 未来をきり拓く人を育てる

#### 基本施策

#### 主な施策の展開方向

IV-1. 子どもの居場所づくりの推進

- (1) 子どもの居場所づくりの拡充
- (2) 実施団体の活動支援

IV-2. 青少年の体験活動機会等の充実

- (1) 体験活動機会の充実
- (2) 児童会館機能の充実
- (3) 文化・スポーツ活動の推進
- (4) 国際交流の推進

IV-3. 青少年の社会参加支援

- (1) 社会参加活動の支援
- (2) ジュニアリーダーの養成
- (3) 自主活動の奨励

IV-4. 青少年の成長を促す育成活動の推進

- (1) 学校における育成活動の推進
- (2) 地域における育成活動の推進

IV-5. 青少年の非行防止対策の推進

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 社会環境の浄化活動の推進
- (3) 街頭巡回指導等の推進

## 基本施策Ⅳ-1. 子どもの居場所づくりの推進

### ■現状と課題

近年、相次いで子どもが犠牲になる犯罪や凶悪事件が発生するなど、子どもを取り巻く環境が悪化しており、子どもが放課後などを安全に安心して過ごすことができる拠点の整備が望まれています。

また、地域における住民の意識が変化し、地域で子どもを育てるという意識が希薄化し、きずなが弱体化するとともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。

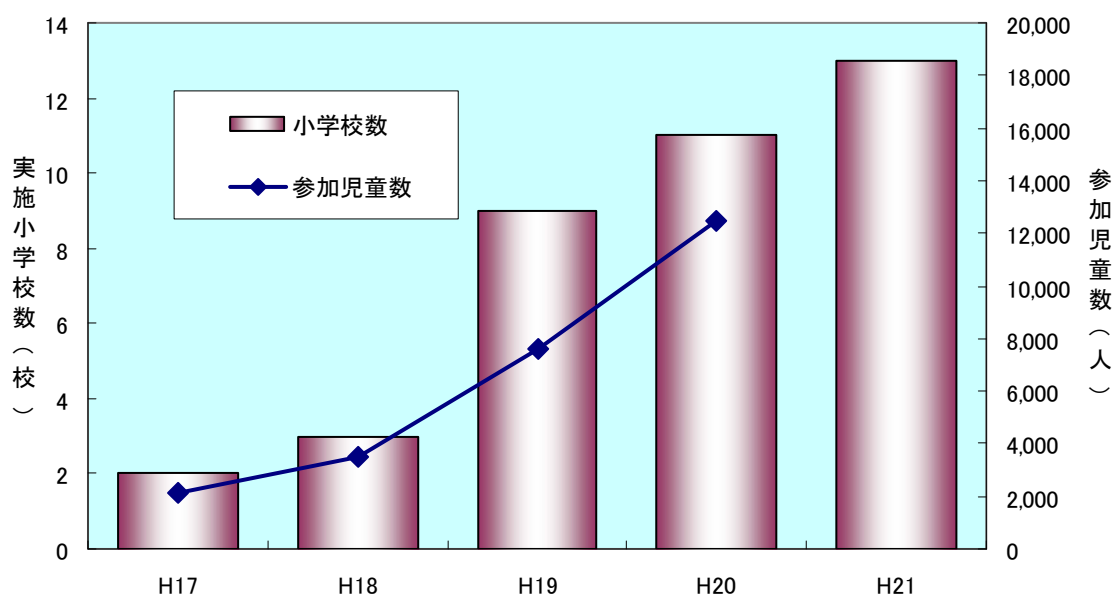
次代の社会を担う子どもたちが心身ともに健康に成長するためには、家庭や地域、学校、関係機関などが連携して子どもの育成をはかることが必要であり、現在、全国各地において、地域の人々の協力を得て、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちとともに文化・スポーツ活動や地域住民との交流などがすすめられています。

本市においても、子どもたちが放課後などに安心して、安全に過ごせる居場所づくりが必要であると考え、異なる年齢層の友達と遊びや、地域の人との交流を通じ、人との関わりや社会のルールについて学び、コミュニケーション能力を養うことができる「子どもの居場所づくり事業」に取り組んでいます。

平成 21 年度における地域ボランティアなどによる子どもの居場所づくり事業の実施は、26 小学校中 13 小学校となっており、全小学校での早期実施が望まれています。

また、子どもの居場所づくり事業を安定的に継続するためには、それを支える人材の発掘や資質の向上など、実施団体の活動を支援する必要があります。

子どもの居場所づくり事業実施状況



資料:帯広市青少年課調べ

## □主な施策の展開方向

### (1)子どもの居場所づくりの拡充

- ・ すべての小学校において、地域ボランティアなどの企画・運営による子どもの居場所づくり事業をすすめるとともに、学校内に併設されている児童保育センターとの連携による事業をすすめます。
- ・ 小中学校の放課後などにおける、文化・スポーツ活動などによる子どもの居場所づくりを推進します。
- ・ 中学生、高校生などが参加できる居場所づくりの検討をすすめます。

### (2)実施団体の活動支援

- ・ 子どもの居場所づくり事業を円滑に実施するための体制を充実するとともに、事業実施団体の活動を支援します。
- ・ 地域ボランティアスタッフの発掘や養成、団体の育成に努めるとともに、ネットワーク化をはかります。

## 基本施策Ⅳ-2. 青少年の体験活動機会等の充実

### ■現状と課題

青少年は、社会生活の中で、様々な経験を積み、また、様々な価値観を持った人々と接しながら成長していきます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭、学校、地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって青少年の体験活動の機会を充実することが大切です。

しかし、本市においても少子化の進行や核家族化などによる生活体験の不足や、地域の人たちの連帯感や地域活動の停滞もあり、青少年が様々な体験活動を行うことが少なくなっています。

青少年が自ら学び、自ら考え、自ら行動する力や、豊かな人間性、たくましく生きる力を育むための体験活動機会の充実や文化・スポーツの振興、国際交流活動の推進など、青少年育成団体や関係機関と連携した取組みをすすめることが必要です。

児童会館においては、青少年が科学への興味や知識を深め、豊かな感性と創造力を育む体験活動や子育て支援などの機能の充実が求められています。

また、安全性を高めるための施設整備や改築に向けた検討が必要となっています。

### □主な施策の展開方向

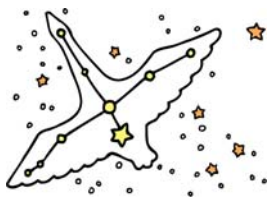
#### (1) 体験活動機会の充実

- ・ 青少年育成団体や関係機関との連携により、青少年の体験活動の機会を充実します。
- ・ 体験活動施設や社会教育施設を活用し、青少年の自然学習や郷土学習などの体験活動機会や親子でふれあう機会を充実します。
- ・ 未来の親となる中高生を対象に、命の大切さや子育ての楽しさを学ぶための学習機会や育児体験機会を提供します。
- ・ 青少年のキャリア教育やものづくり体験学習、姉妹都市への派遣交流など、社会性を身につけるための体験機会の提供やコミュニケーション能力の向上に取り組めます。



## (2) 児童会館機能の充実

- ・ 児童会館を活用し、青少年の科学への興味や知識を深めるとともに観察力を養い、創造力を育む取組みをすすめます。
- ・ 青少年の文化活動や親子のふれあう機会の充実をはかります。
- ・ 青少年の豊かな感性や創造力を育てる自主的な活動を支援します。
- ・ 親子で文化に触れる機会や子育て中の親子が、気軽に集まることができる場を提供します。
- ・ 児童会館の耐震化などの施設整備を行うとともに、改築に向けた検討をすすめます。



## (3) 文化・スポーツ活動の推進

- ・ 青少年の芸術・文化への関心を高め、豊かな感性や創造力などを育むため、情報提供の充実や活動成果の発表機会、良質な芸術・文化にふれる鑑賞機会を提供します。
- ・ 小中学校の放課後などに、小中学校の体育館や特別教室などを開放し、地域において青少年が文化・スポーツをする機会を提供します。
- ・ スケートをはじめとする北国の地域に根ざしたスポーツを通じて心身の健全な育成をはかるとともに、関係団体と連携し、青少年の基礎的体力の向上や、仲間同士や親子、障害のある子どもなど、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる機会や場所を提供します。
- ・ 青少年が楽しく夢を持ってスポーツに取り組むことができるよう、指導者を育成するとともに、指導力の向上をはかります。



#### (4) 国際交流の推進

- ・ 国際交流施設を活用し、青少年の国際交流活動をすすめるとともに、国際的視野の拡大や国際理解の促進をはかります。
- ・ 国際感覚やコミュニケーション能力の向上をはかるため、国際交流員による学校訪問の充実など、国際理解教育や交流事業をすすめます。

## **基本施策Ⅳ-3. 青少年の社会参加支援**

### **■現状と課題**

不登校、ニートやひきこもりなど自立に支援を必要とする青少年が増加する中、青少年の社会的な自立を促すためには、青少年が様々な交流や体験を通して、自立に必要な知識、技能、生活習慣などを身につけ、社会の一員としての自覚と責任感を養うことが必要です。

また、ジュニアリーダーの養成や青少年の意見を発表する場の提供など、青少年の自立や社会参加を促す取組みも必要です。

小・中学生、高校生のアンケート調査では、積極的に地域行事や文化・スポーツ活動に参加したいという希望が多く、地域子ども会やスポーツ少年団など青少年の自主的な活動を充実する必要があります。

### **□主な施策の展開方向**

#### **(1) 社会参加活動の支援**

- ・ 青少年の積極的な社会参加を促進するため、青少年が発言する機会を提供します。
- ・ 環境美化運動、リサイクル活動、募金活動など、青少年のボランティア活動を推進します。
- ・ 子どもたちが、自ら平和について考える機会を提供します。

#### **(2) ジュニアリーダーの養成**

- ・ 青少年育成団体などと連携し、体験活動や宿泊研修などにより、積極的に青少年のリーダー養成に努めます。

#### **(3) 自主活動の奨励**

- ・ 社会参加のきっかけとなる青年団体や青少年団体の自主的な活動を奨励します。

## 基本施策Ⅳ-4. 青少年の成長を促す育成活動の推進

### ■現状と課題

青少年を取り巻く環境の変化や青少年自身の変化に対応した地域社会の構築をはかるためには、学校と地域の連携を深めながら、青少年の社会参加を促進する各種行事や祭り、職業体験、ものづくり、歴史・文化の学習機会などを増やすとともに、家庭、学校、地域、関係団体、企業、行政機関の有機的な連携が課題となっています。

青少年の健やかな成長を促す様々な体験活動の充実や主体的な地域への参画をはかるため、地域の人材を活用した学校における育成活動の取組みをすすめるとともに、青少年育成団体への育成支援と指導者の育成、地域ボランティアのネットワーク化など地域における育成活動を推進する必要があります。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 学校における育成活動の推進

- ・ 地域の企業や経済団体との連携をはかりながら、キャリア教育などの推進や青少年の自立につながる就労支援を行います。
- ・ ふるさとへの理解や愛着を深め、心豊かでたくましい人間性を育むため、ふるさとの魅力や課題などについて学ぶ機会を提供します。
- ・ 関係機関などと連携し、インターネットや携帯電話を通じた犯罪やトラブルから青少年を守るため情報モラル教育をすすめます。

#### (2) 地域における育成活動の推進

- ・ 青少年育成者団体を支援するとともに、地域子ども会の育成をはかります。
- ・ 青少年の育成に関わるボランティアの育成などに努めるとともに、家庭・地域・学校との連携によるボランティアのネットワーク化をはかります。また、学校、保護者が連携して青少年の健全育成を推進するため、教育関係団体を支援します。
- ・ ニートやひきこもりなど、問題を抱える青少年の育成を支援するネットワークづくりの検討をすすめます。

## 基本施策Ⅳ-5. 青少年の非行防止対策の推進

### ■現状と課題

青少年の非行には、多くの場合、その前兆があると言われており、その未然防止には問題行動を早期に発見し対応することが大切です。

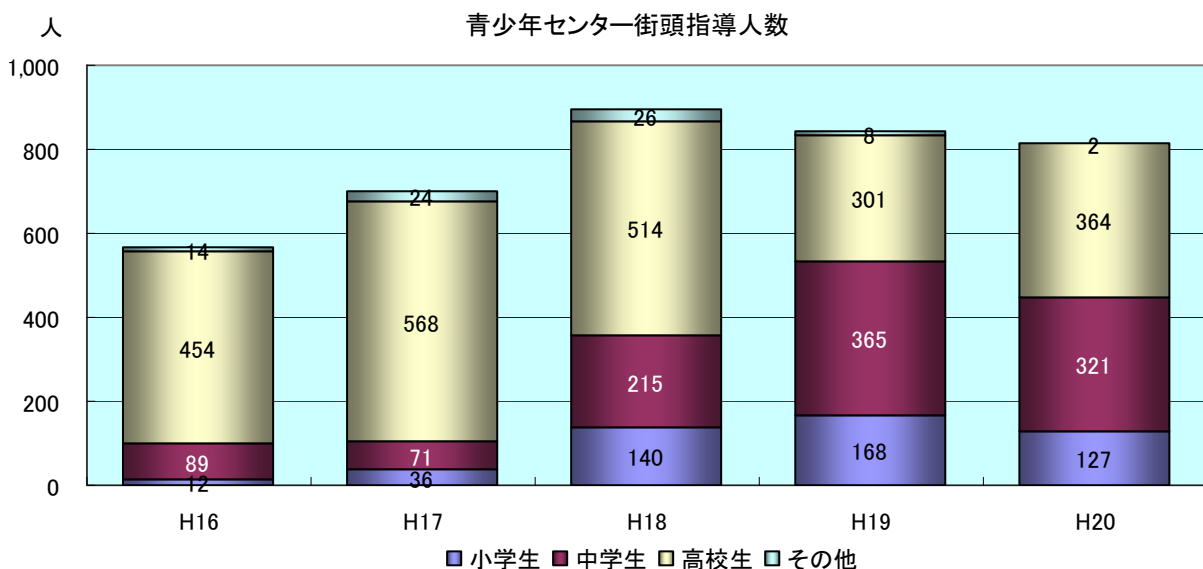
現在の青少年は、自由時間の大半を自分の家や友達の家で室内遊びをしたり、一人で過ごしたりするなど、集団で外に出て活動することが少なくなり、問題行動の発見が難しくなっています。

青少年センターの街頭指導では、非行防止のほか、通学交通マナー指導、校則指導などを実施しています。

街頭指導人数は、平成18年をピークに減少傾向にあります。低年齢化の傾向が見られます。

一方、インターネットや携帯電話などの情報メディアの普及により、それらを利用した出会い系サイトや書き込み掲示板などを通じて、いじめや中傷などのトラブル、非行や性犯罪に巻き込まれるなどの例も増加し、薬物乱用問題を含め憂慮すべき状況となっています。

このように、青少年の非行の未然防止対策をすすめるためには、家庭、地域、関係機関が連携し、問題行動の早期発見や啓発活動などの取組みをすすめる必要があります。



資料：帯広市青少年課調べ

## □主な施策の展開方向

### (1)啓発活動の推進

- ・ ネット非行、少年犯罪、人権侵害、大麻などの薬物乱用など、青少年の被害を未然に防止するため、関係機関と連携した啓発活動をすすめます。
- ・ 地域の防犯組織や地域指導協力員と連携し、街頭巡回指導や広報誌の発行など、非行防止の啓発活動をすすめます。

### (2)社会環境の浄化活動の推進

- ・ 青少年に影響を与える有害環境を浄化するため、地域住民と一体となった取り組みをすすめます。
- ・ 関係機関などと連携し、書店、レンタルビデオ店、カラオケボックスなどへの立入り調査を実施するなど、社会環境の浄化活動をすすめます。

### (3)街頭巡回指導等の推進

- ・ 青少年の不良行為や問題行動の早期発見、非行の未然防止をはかるため、関係機関や地域住民などと連携した街頭巡回指導をすすめます。
- ・ 広域化する非行に対応するため、高校生の通学列車などの乗車マナーの指導や管内の高等学校との情報交換をはかり、非行防止活動をすすめます。

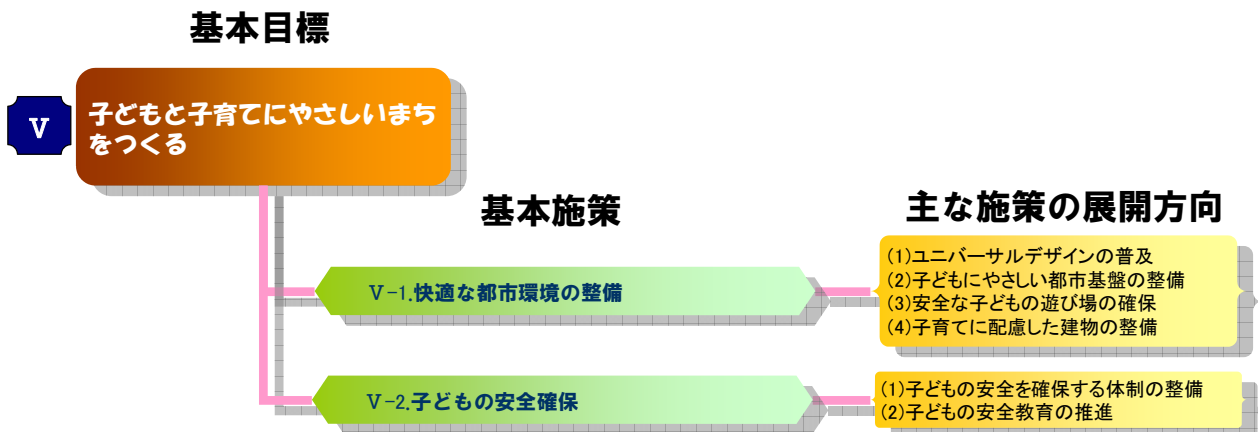
## 基本目標V：子どもと子育てにやさしいまちをつくる

本市では、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめており、今後もすべての人に優しいまちづくりをすすめるとともに、心のユニバーサルデザインの普及に努めます。

交通安全や防犯に配慮した歩行空間の確保や安全に遊ぶことができる身近な公園などの整備、子育て家庭が使いやすい建物の普及など安心して子育てができる住環境の整備に取り組みます。

子どもを取り巻く環境には、危険なことが数多くあり、見守る活動をすすめるとともに自ら身を守るための知識や方法を学ぶことが必要です。

防火や防災意識の高揚、交通安全教育や犯罪に巻き込まれないための心得など、発達段階に応じた子どもの安全教育を推進します。



## 基本施策V-1. 快適な都市環境の整備

### ■現状と課題

本市では、ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組み、道路や公園、公共施設の整備のほか、ユニバーサルデザインを取り入れた一般住宅の普及も推進してきています。

今後も、ユニバーサルデザインによるまちづくりが、市内全体に広がるよう取り組んでいく必要があります。

また、ユニバーサルデザインはだれもが使いやすい社会の実現を目指すものですが、すべての人に対応することは難しく、思いやりと支え合いによる心のユニバーサルデザインの普及も重要になっています。

子どもや子育て家庭にとって、安心して暮らせる住環境であることは、重要なことであり、交通事故や犯罪などの起こりにくい環境の整備や子どもが安心して遊ぶことができる身近な公園の確保、子育てに配慮した住宅の整備などが望まれています。

### □主な施策の展開方向

#### (1)ユニバーサルデザインの普及

- ・ 市民や事業者、関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組みます。
- ・ ベビーベッドや授乳室のある店舗など、子どもや子育て家庭が使いやすい施設の情報を提供します。

#### (2)子どもにやさしい都市基盤の整備

- ・ 安全な歩行空間を確保するため、幹線道路や生活道路などの歩道や歩行者、自転車が利用しやすい自転車・歩行者専用道の整備をすすめます。
- ・ 学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機など交通安全施設の整備を促進するとともに、夜間における防犯や通行の安全をはかるため、町内会や商店街と協力して防犯灯の設置をすすめます。

#### (3)安全な子どもの遊び場の確保

- ・ 市民との協働により安全で利用しやすい身近な公園や緑地の整備をすすめます。
- ・ 遊具などを適切に管理し、安全で安心して遊べる環境づくりをすすめます。



#### (4) 子育てに配慮した建物の整備

- ・ ユニバーサルデザインの視点にもとづいた公共施設や子育て家庭向けの面積の広い市営住宅の整備をすすめます。
- ・ 民間のユニバーサルデザインに配慮した店舗や子育て家庭向け地域優良賃貸住宅制度の導入・促進に努めます。

## 基本施策V-2. 子どもの安全確保

### ■現状と課題

子どもの周囲には危険や誘惑が増えており、周りの大人の気配りや見守り活動がますます重要になっています。

また、子ども自身が事故や犯罪に巻き込まれないよう、ルールや知識、自分の身は自分で守ることを学ぶ機会の充実が望まれています。

### □主な施策の展開方向

#### (1) 子どもの安全を確保する体制の整備

- ・ 子どもが危険を感じたときに自分の身を守るため、駆け込む場所の確保や子どもの登下校の見守り活動を促進するとともに、不審者情報など、子どもの安全確保に関連する緊急の情報を保護者や見守り活動団体などに提供します。
- ・ 民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ・ 市民に対する応急手当の知識や技術の普及をすすめます。

#### (2) 子どもの安全教育の推進

- ・ 火災や地震などの災害時を想定して冷静に対応できるよう、保育所や幼稚園、小学校などで避難訓練を行い、防災意識を高めるとともに、消火器操作や応急手当の体験など、発達段階に応じた学習機会を提供します。
- ・ 基本的な交通ルールや自転車の運転マナーなど、交通安全教育を推進します。
- ・ 児童・生徒の防犯意識を高めるため、防犯に関する学習機会を提供するとともに、消費者意識の高揚と知識の向上をはかるため、消費者教育を充実します。

